

大船渡市 プレスリリース

報道発表資料
令和5年8月4日（金）
担当：商工港湾部商工課
商工係（内線109）

大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金について

1 趣旨

市では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている市内の中小企業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

2 事業概要

(1) 支給対象

次の要件を満たす事業者

- ① 市内に事業所を有する中小企業者等であること
- ② 岩手県の中小企業者等事業継続緊急支援金（以下「県支援金」という。）（令和4年度事業又は令和5年度事業）の支給決定を受けていること
- ③ 事業継続の意思があること
- ④ 市の類似した支援金等の支給を受けていないこと又は受ける予定がないこと。（「大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金」、「大船渡市製氷販売価格高騰対策事業費補助金」及び「大船渡市民間保育所等給食費負担軽減事業費補助金（ただし、「大船渡市民間保育所等物価高騰対策支援金」を受給していない場合に限る。）」を除く。）

(2) 支給額

県支援金の支給額に応じて、定額を支給します。

区 分	県支給額	市支給額	合 計
法人等	15 万円	15 万円	30 万円
個人事業者	7.5 万円	7.5 万円	15 万円

※県支援金を両年度（令和4年度事業、令和5年度事業）分受給している場合であっても、市支給額は法人等15万円、個人事業者7.5万円とする。

(3) 申請期間

令和5年8月7日～令和6年1月31日

3 申請方法

大船渡商工会議所または市のホームページから申請様式（様式第1号）をダウンロードし、関係書類を添えて、大船渡商工会議所に提出してください。

※申請は1事業者当たり1回限りとします。

※詳しくは、大船渡商工会議所または市ホームページをご覧ください。

4 問い合わせ先

大船渡商工会議所：26-2141